

25 部活動規定

1 部活動の目的

- (1) 共通の興味・関心を持つ仲間との集団生活を通して、生徒に自主性や社会性を身につけさせる。
- (2) 生徒の体力や向上心を高め、健康で文化的な生活が送れるようにする。
- (3) 生徒の個性を伸長することで、自己肯定感を高め、学校生活をより楽しくする。

2 基本方針

- (1) 部活動は、学校教育活動の一環として指導する。
- (2) 全職員による顧問・副顧問制とする。また、部活動指導員及び部活動外部指導員を積極的に配置する（9.10 参照）。
- (3) 部員・保護者・部顧問（部活動指導員等）の三者が連携を密にしなが、共通理解の下で協力体制を確立する。
- (4) 教師と生徒、上級生と下級生が信頼と友情に結ばれた相互に協力する態度を育てる。
- (5) 文化およびスポーツに親しむ態度を育てる。
- (6) あいさつや言葉遣い等の礼儀やマナーを重んじた指導を行う。
- (7) 時間や規律を守る態度を育てる。
- (8) 家庭生活、学校生活において、他の生徒の模範となるように指導を行う。
- (9) 所属している部の大会以外にも、他種目（駅伝等）で活躍できる可能性のある生徒に関しては、積極的にその競技への参加を促す。

3 部活動（練習・練習試合・大会参加）に関すること

- (1) 原則として、部顧問・副顧問・部活動指導員・部活動外部指導員のいずれかの指導のもとで行う。生徒のみの活動は禁止する。
※ 部活動指導員及び外部指導員登録は、夏季大会前までに完了する。
- (2) 部活動外部指導員のみで活動する場合は、顧問及び保護者会と連携し、安全配慮を充分に行うこととする。なお、活動場所については、原則学校及び町教育施設とする。
- (3) 部活動外部指導員の大会引率については、大会要項等で認められており、かつ、部活動外部指導員から大会運営協力の承諾が得られた場合は可能とする。
- (4) 大会参加の際、参加条件（有資格者・帯同審判など）がある場合は保護者会が協力し対応する。
- (5) 活動は月曜日から金曜日とする。土・日曜日・祝日は、学校長の許可を得て、部顧問・副顧問・部活動指導員・部活動外部指導員のいずれかの指導のもとに活動することができる。また、第3日曜日は「家庭の日」とし活動を停止する。
- (6) 週あたり2日以上以上の休養日を設ける。毎週水曜日はノー部活デー、土曜日及び日曜日（以下「週末」という）は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を翌週の平日に振替える。
- (7) 活動時間は以下のとおりとする。ただし、土日・祝日・長期休業の活動は、8:00～16:45の間に設定すること。 ※平日2時間程度、土日・祝日は3時間程度

	活動時間	最終下校時間
通常授業（6校時）	～17:45	18:00
4校時授業	～16:15	16:30

5校時授業	～17:00	17:15
-------	--------	-------

※時間延長練習・早朝練習は行わないこととする。

(8) 定期テストの際は、テスト前の5日間の部活動停止とする。

(9) 下記の活動を部活動より優先する。

①学校全体の行事 ②学年全体の行事 ③学校や学級代表としての活動 ④学級の活動

(10) 「各部一活動の取組み」として、部活動毎に一つ奉仕活動を行う。

※活動を朝に行う場合は、8:00までに活動を終え、8:10までに教室に入室すること。

(11) 学校代表としての自覚を持ち、他の模範となるよう学習面、生活面でふさわしい態度・行動をとる。

(12) 活動場所・道具の安全点検を定期的に行い安全に留意して活動を行う。

(13) 雨天時に校舎内を走るトレーニング等は怪我につながる恐れがあるため行わない。

4 入退部について

(1) 入部は、保護者の同意を得て「入部及び継続願い（様式1）」を、部顧問に提出して入部の許可を得る。

※ 部への入部または継続が決まった場合、添付してある許可報告書を学級担任に渡すこと。

(2) 退部は、保護者・部顧問・担任の同意を得て「退部届け（様式2）」を提出する。

(3) 部顧問の指導に従わない場合は、退部の処分を受けることもある。

(4) 部活動地域移行の状況に応じて、卒業年度前に地域クラブ等へ移行する可能性がある。

5 活動費について

保護者会が、必要に応じて活動費を設定・徴収する。徴収・管理、物品購入等は保護者会の責任で行うこととする。

6 部活動中の事故について

(1) 事故が起きた場合の現場対応として、応急手当、保護者連絡、救急車の要請、医療機関への搬送等を行う。また、必ず学校管理職へ報告する。

(2) 部活動中に発生した事故については、『独立行政法人日本スポーツ振興センター』の規定内で対応する。

7 部の設置条件について

(1) 本校の教職員、施設設備等を考慮のうえ、無理のない範囲で設置する。

(2) 部活動の地域移行を踏まえ、今後新たな部活動は設置しない。なお、現在設置されている部活動については段階的に地域連携を行っていく。（段階的な募集停止など）

(3) 令和7年度の設置されている部は以下の通りである。

<ul style="list-style-type: none"> ・男女バスケットボール ・男女バレーボール ・男女バドミントン ・男女ハンドボール ・男女テニス ・男女卓球 	<ul style="list-style-type: none"> ・野球 ・サッカー ・女子ソフトテニス ・美術 ・吹奏楽 	<p>※時期的なもの （地区駅伝）</p> <p>※男子ハンドボールについては地域連携予定</p>
---	--	---

※本校に設置されていない競技（陸上・水泳・体操・新体操・空手等）については、クラブチーム等での対応とする。

8 体育館・グラウンド・部室・製氷機・学校車の使用について

- (1) 活動時間以外は、使用禁止とする。
- (2) 活動終了後は、戸締りをしっかり行い、鍵は職員室のキーボックスに返す。
- (3) 部室は年度毎に「借用申請書（様式3）」を提出し、学校長からの使用許可が下りてから使用できる。常に部室内の保清に努める。週に一度、部室の清掃を行う。（学期に一度、全顧問で点検をする。）
- (4) 部室内に学習用具を置かない。
- (5) 製氷機を使用する際は、職員の許可を得て使用する。使用する前に手洗いをし、使用後はすみやかに、使用した部の生徒が製氷機の錠前を閉め、鍵を職員室へ返却する。
- (6) 学校車の使用は、学校行事を最優先とし、各種大会、練習試合の順に使用する。
※大会が重なった場合は遠方を優先する。（顧問同士で調整）
※運転は保護者でも可能
- (7) 学校車を使用後は、車内の清掃を行う。また、給油に関しては、町指定の給油所にて行う。
- (8) 休業日（土日・長期休業）の際は最後にトイレ・更衣室等、活動場所の清掃を行う。

9 部活動指導員について

- (1) 部活動指導員は、南風原町立中学校部活動指導員配置規則に基づき教育長に申請し、任用されたものとする。
- (2) 部活動指導員は、南風原町部活動のあり方に関する方針、及び本校の学校経営計画、部活動規定に基づき活動を行う。
- (3) 顧問と同等な役割を果たすものであり、指導方針・指導時間等については、学校の方針に従い指導にあたることとする。

10 部活動外部指導員（外部コーチ）について

- (1) 部活動外部指導員は、南風原町教育員会スポーツ・文化活動外部指導員派遣規則に基づき教育長に申請し、委嘱されたものとする。
（部活動指導員と同等の資格を与えられた者*地区中体連限定）
- (2) 部活動外部指導員は、南風原町部活動のあり方に関する方針、及び本校の学校経営計画、部活動規定に基づき活動を行う。
- (3) 顧問及び保護者会との連携をとり、指導方針・指導時間等については、学校の方針に従い指導にあたることとする。

11 部顧問会について

- (1) 定期的に行うものとする。※毎月最初の職員会議後、職員室にて実施（全職員参加）

12 キャプテン会について

- (1) 定期的に行うものとする。
- (2) 各部活動のキャプテンが参加をする。

13 スマートフォン・携帯電話の使用について

- (1) 学校内での活動の場合は使用を禁止とする。
- (2) 学校外での活動の場合は、部顧問の責任の下、保護者等への送迎の連絡に限り使用できる。